

2018年9月28日

伊方3号炉大分地裁仮処分決定についての声明

伊方原発をとめる弁護団

伊方原発をとめる会

1. 本日、大分地方裁判所民事第1部(佐藤重憲裁判長，伊藤拓也裁判官，工藤優希裁判官)は、伊方原発3号機について、運転差止を求める仮処分の申立を却下した。福島原発事故の悲劇がなかったかのような決定であり、福島原発事故を防ぐことができなかった司法の責任を忘れてしまった許し難い決定である。
2. しかも、この決定は、原子力規制委員会の審査により基準適合性が確認された場合には周辺住民の生命，身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険はないとして司法の役割を放棄した行政追随の露骨な判断を示しているほか、「債権者らの生命，身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険についての主張疎明責任を債務者に転換するものではない」としており，これまでの原発訴訟における司法審査や主張立証責任論を否定するような極めて特異な判断を示している。

その上，この決定は，債務者のいうことをそのまま鵜呑みにして，債権者の主張を悉く排斥しているが，火山事象について，今年25日の広島高裁異議審決定が，「火山ガイドは，相当程度の正確さで噴火の時期，規模の予測が可能であることを前提にする点において不合理であり，債務者の検討対象火山の活動の可能性が十分小さいとの判断を相当とした原子力規制委員会の判断は不合理であるといわざるを得ず，火山ガイドにおける立地評価の判断枠組みによれば，本件発電所は，地理的領域内に『設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価されない火山がある場合』

に当たり、立地不適ということになる。」(20頁)と判断し、福岡高裁宮崎支部決定、広島地裁決定、松山地裁決定、広島高裁抗告審決定と定着してきた判断を示していたが、大分地裁決定は、この定着した判断さえも覆す暴挙を犯しており、国民の基本的な人権を擁護すべき司法の判断とはおよそ認められない、行政追随、電力会社の利益重視の、司法の自殺とでもいうべきとんでもない決定である。

私達は、このような決定を断じて許すことは出来ない。

3. 伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線を無視して建設された原発である。伊方1号炉は、中央構造線の存在を無視して建設され、伊方2, 3号炉は、中央構造線が活断層ではないとして建設された。「大きな事故の誘因」がないことを立地条件とする立地審査指針により、本来設置が許可される筈のない伊方原発が、中央構造線の存在を無視し活動性を否定することによって許可されてしまったのである。そして、その後、中央構造線が我が国最大の活断層であることが明確になったにもかかわらず、今度は、原子力規制委員会によって立地審査指針が無視されて、再稼働が許可されてしまった。本来地震国である我が国に原発を建設すること自体が間違っているが、想定東海地震の震源域の中央に建設された浜岡原発同様に、伊方原発は、中央構造線の直近に位置すると同時に南海トラフの巨大地震の震源域にも位置しており、地震による危険性は全国でも飛び抜けた危険極まりない原発なのである。しかも、事故が発生した場合には、佐田岬の半島側に居住する約5000人もの人々が避難出来ないことも常識となっていると言って過言ではないし、閉鎖性水域である瀬戸内海が死の海になることは必定なのである。
4. 大分地裁の審理では、伊方3号炉が抱える最大の問題である中央構造線の問題に焦点が絞られておらず、また、中央構造線についての証人尋問も行われていないが、高松高裁では、中央構造線について、十分な主張を行い、専門家2名の参考人審尋も行っており、四国電力は有効な反論・反証をしていない。

5. 私達は、日本にはその名に値する司法が未だ健在であると信じており、本日の地裁決定を覆す高松高裁決定が近日中に出ることを信じて疑わない。

四国電力は、10月27日の再稼働を目指して準備中とのことであるが、高松高裁決定により、その準備が徒労に終わることを覚悟すべきである。

以上